小規模多機能医療館あさくら西　運営規程

（目的）

第１条　この規程は、医療法人みずほ会小規模多機能医療館あさくら（以下「事業所」という）が実施する介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護（以下「事業」という）の適正な運営及び利用者に対する適切なサービス提供を実施するために、管理運営および人員に関する事項を定める。

（事業の目的）

第２条　療養上の管理の下で要介護者（以下「利用者」という）の方に対し、通い、宿泊、訪問のサービスを柔軟に組み合わせ提供し、家庭的な環境と地域住民との交流を通じ、必要な日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じ、居宅において自立した生活を営むことができることを目的とする。

（運営の方針）

第３条　利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の容態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供する。

2　利用者の、身体的および精神的状況を把握する事に努め、その状態や症状に応じ、適切に対応する

3　利用者の行動を把握し、安全に十分留意する。

4　地域住民との交流を深めていき、地域に密着した事業所づくりに努めていく。

5　居宅介護支援事業所やその他の保健・医療サービス、福祉サービスの提供者と連携をとりながら関係各市町村とも連携し、利用者にとって総合的かつ適切なサービス提供が受けられるよう配慮する。

6　利用者の日常的な健康管理及び利用者の急変に備える方法として、医療連携体制を整える。

（事業所の名称、定員等）

第４条　事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は次のとおりとする。

１．名　称　　小規模多機能医療館あさくら西

２．所在地　　高知県高知市朝倉南町 3-55

３．登録定員　29 名

４．通い定員　18 名

５．宿泊室数　6 室（全室個室）

（従業者の職種、員数および職務内容）

第５条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1　管理者は、１名とする。
管理者は、従業者の管理および業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2　介護従業者は、日中は通い３名以上とする。
夜間は、宿泊がある場合は、夜勤１名と宿直１名を配置する。宿泊がない場合で夜間、深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整えているときは、事業所に宿直及び夜勤を置かないことができる。

３　介護支援専門員を１名以上配置し、看護小規模多機能型居宅介護計画作成等を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　営業日は３６５日

通いサービスの営業時間　 9：00～17：00
宿泊サービスの営業時間　17：00～ 9：00
訪問サービスの営業時間　24 時間

なお、通い及び宿泊サービスの営業時間については、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境もふまえて、柔軟に対応するものとする。
また、上記の営業時間の他、電話により 24 時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要望も基づき、営業時間外の対応を行うことができる事とする。

（利用料）

第７条　要介護１
要介護２
要介護３
要介護４
要介護５

（要介護１～５）事業所が提供する事業の利用料は、介護報酬告知上の額とし法定代理受領サービスである時は利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

＊加算については、重要事項説明書に明記する。

（その他の費用の額）

宿泊サービス　2,000 円／1 泊
食　費　朝食 400 円　昼食 500 円　夕食 600 円　おやつ 100 円（税抜）
おむつ代　実費
レクリエーション等材料代　月 500 円　※必要に応じて
日常生活費　日常生活において、通常必要となるものの費用で利用者に負担させることが適当と認められる費用

（通常の事業の実施地域）

第８条　高知市

（サービス利用にあたっての留意事項）

第９条　サービス利用にあたって以下の点に留意する。

１　危険行為によって、他の利用者に迷惑や悪影響を及ぼさない。

２　利用者間での人権を尊重し、プライバシーを侵害しない。

（非常災害・防火対策）

第１０条　非常災害・防火対策は以下のとおりである。

１　防火管理者は事業所管理者等を充て、火元責任者は事業所の介護職員等を当てる。

２　始業時および就業時には、火災防止の為、自主的に火元の点検を行う。

３　非常災害用の整備は、常に有効に保たれるよう留意する。

４　防火管理者は、従業者に対して以下の防火教育、防火訓練を行う。

＊　防火教育訓練および基礎訓練を年に２回以上

＊　利用者を含めた総合練習を年に２回以上

＊　非常災害用設備の使用方法の徹底を随時

（緊急時の対処方法）

第１１条　利用者に病状の急変があった場合は、すみやかに主治医あるいは協力医療機関へ連絡し、指示に従う。また、家族、管理者へ速やかに連絡する。

（その他運営に関する重要事項等）

第 12 条　利用者に対し、適切な介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

２　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常の生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する

３　採用時の研修および継続研修、経験に応じた研修を随時行って行く。

４　利用者又はその家族に対し、居宅での生活に適切な指導を行うとともに、他の居宅介護支援事業所等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（健康管理）

第 13 条　従業者は常に利用者の健康の状況に注意すると共に、健康保持の為の適切な措置を講じる。

（衛生管理）

第 14 条　本事業を提供するのに必要な設備、備品などの清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

２　従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（協力医療機関および協力歯科医療機関）

第 15 条　利用者について、病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、当該利用者の主治医又は協力機関への連絡を行う等、別紙作成にて必要な措置を講ずる。

協力医療機関　　　朝倉医療クリニック

協力歯科医療機関　岡林歯科医院

（掲示）

第 16 条　事業所の見やすい場所に、重要事項説明書、運営規程、職員の勤務体制、協力医療機関を掲示する。

（秘密保持）

第 17 条　１　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

２　従業者でなくなった後も、利用者または家族の秘密を保持する旨を従業者との雇用契約に入れる。

（苦情処理）

第 18 条　利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

（損害賠償）

第 19 条　利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（虐待に対する事項）

第２０条

事業所は、利用者の人権を擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる

1　虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

2　虐待防止の為の指針の整備

3　虐待を防止する為の定期的な研修の実施

4　虐待防止の為の措置を適切に実施する為の担当者の設置

5　事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報する。

（身体拘束廃止に対する事項）

第２１条

（事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得い場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

第２３条

1　事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する居宅介護事業所の提供の継続的に実施する為の、及び非常時の体調で早期の業務再開を図る計画（以下「事業継続計画」という）を策定し、当該事業所継続的計画に従い必要な措置を講じる。

2　事業所は、従業員に対し業務計測計画について周知すると共に必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（ハラスメント防止対策）

第２４条

1　職場のおけるハラスメントの防止

事業所は、適切な指定居宅介護支援事業所の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の職場環境が害されることを防止する為の方針や明確化等の必要な外を講じる。

（その他）

第２５条　この規定に定められた事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人みずほ会と事業所の管理者との協議を基に定めるものとする。

附則―この規程は、令和７年３月７日より施行する。